

いの町ふるさと納税PR業務仕様書

1. 業務名

いの町ふるさと納税PR業務

2. 目的

インターネット広告やSNS等を活用し、いの町（以下、「本町」という。）が運用するふるさと納税制度の魅力や特色について効果的・効率的にプロモーションを展開し、寄附金額・寄附件数、寄附リピーターの増加を図るとともに、本町及びふるさと納税返礼品提供事業者等の活性化につなげることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日～令和8年3月25日

4. 委託上限額

2, 100千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 業務内容

本町は、令和7年度のふるさと寄附金の目標額を4億円と掲げており、達成させるだけでなく、さらに寄附額・寄附件数及び寄附リピーターを増加させるため、インターネット広告やSNS等を活用し、本町ふるさと納税の魅力を伝えることができる広報戦略を立て、効果的なPR業務を行うものとする。

（1）現状分析及びPR戦略方針

ふるさと納税及び本町特産品を整理・分析しPR戦略を提示すること。

（2）具体的広告プラン

業務の目的を達成するために、最も効果的な広告プランを予算配分や工程表を含めて提示すること。

（3）PR戦略及び広告プランを用いたPRの実施

（4）効果検証及び改善

効果検証の方法について提示すること。提示した効果検証方法は、確実に実施すること。また、検証結果に基づく改善方法を提示し実施すること。

（5）追加提案

その他、本町の認知度及び寄附額の増加など目的達成のための有益な提案及び実施

（6）業務実施時の注意事項

特定の返礼品のPRに偏らないよう業務を実施すること。

参考：これまでの寄附件数／寄附金額の実績

令和２年度 １２，２８４件／１８５，１８２，０００円

令和３年度 １１，９６５件／２２１，７１６，０００円

令和４年度 １２，９７４件／２５４，１９６，０００円

令和５年度 １３，５４３件／３１１，９５１，０００円

令和６年度 １４，８２６件／３５９，８５３，０００円

６．報告及び検査

本町は必要に応じて、受託者に対して委託業務の履行状況やその他必要な事項について、報告を求め検査することができる。

７．著作権の取扱い

受注者が本業務により新たに製作した制作物の著作権は、発注者に帰属するものとする。また、発注者は当該制作物を自由に二次利用できるものとするとともに、製作者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受注者が著作権者の承諾を得て利用を行うものとする。

著作権の取扱いについて、本仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者が協議の上対応することとする。

８．制度の変更

本業務履行期間中にふるさと納税制度の変更または変更の恐れが生じた場合、発注者と速やかに協議すること。また、その場合契約内容の見直しが起こり得るものとする。

９．本町との協議

本業務の実施に当たっては、本町と十分な連絡、調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。また、仕様書に定めのない事項については、適宜、本町と協議すること。なお、業務の履行において疑義が生じた事項については、本町と協議のうえ対応すること。

１０．その他

受託者は委託業務の全部が完了したときは、遅滞なく本町に業務完了報告書を提出しなければならない。

受託者は、本業務に関して知り得た業務上の秘密を、業務期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務により知り得た個人情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。